

# 緊急事態宣言及びその解除を踏まえた支援策

## 1. 時短要請等の対象となる飲食店等向け支援

### 地方創生臨時交付金の協力要請推進枠

☞詳細はこちらをクリック

まん延防止等重点措置地域(又は緊急事態措置を実施すべき地域)

中小企業：**売上高に応じて1日4～10万円**(20時までの時短要請の場合)等

※4月22日以降は1日3～10万円。ただし、4月21日までにまん延防止等重点措置として時短要請を行った場合、当該まん延防止等重点措置期間に限り、3万円を**4万円**とする。

大企業：**売上高減少額に応じて1日最大20万円**(中小企業も選択可能)

それ以外の地域 1日4万円(21時までの時短要請の場合)

※4月22日以降(全国の時短要請終了まで)、**売上高に応じて1日2.5～7.5万円**(大企業や大企業方式を適用する中小企業は1日最大20万円)。ただし、1日2万円も可。

なお、4月21日までに時短要請を行った場合、5月5日までの間は経過措置として1日**4万円**。ただし、4月22日以降、まん延防止等重点措置区域となった都道府県においては、その他地域は**1日2.5～7.5万円**。

### 雇用調整助成金の特例措置

☞詳細はこちらをクリック

緊急事態措置実施地域等において、知事の要請等を受けて時短や収容率・人数制限に協力した**大企業**の飲食店等について、本年1月8日以降解雇等を行っていない場合、休業手当等負担額の**10/10**を助成。(※緊急事態宣言解除月の翌月末までの休業等が対象)

## 2. 雇用の維持<全国>

### 雇用調整助成金の特例措置・休業支援金の延長

☞詳細はこちらをクリック

雇用調整助成金は、現行措置(日額上限15,000円等)を**本年4月末まで延長**

また、中小企業に加え、以下に該当する大企業について、本年1月8日以降解雇等を行っていない場合、

休業手当等負担額の**10/10**を助成

・最近3か月の売上等が、月平均で前(々)年同期と比べ、**30%以上**減少した全国の大企業

休業支援金は**大企業でシフト等で働く方々**も対象に

(1/8以降の休業※→休業前賃金の8割、昨年4～6月末までの休業→休業前賃金の6割)

※令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業を含む。

### 求職者支援制度への特例措置の導入(9月末までの時限措置)

☞詳細はこちらをクリック

2/25～要件緩和の適用開始

### 職業訓練受講給付金

収入要件の特例措置(月8万円以下→シフト制で働く方等は**月12万円以下**まで引上げ)  
出席要件の緩和(働きながら訓練を受ける場合、**出勤日をやむを得ない欠席とする**)

## 3. 飲食店の時短営業等により影響を受ける事業者向け支援

### 一時支援金の支給

☞詳細はこちらをクリック

3/8申請受付開始

宣言対象地域における①時短営業を行う飲食店と取引or②不要不急の外出・移動の自粛による影響

本年1月～3月のいずれかの月の売上が前年または前々年比50%以上減の中堅・中小  
法人**60万円**、個人事業主**30万円**の上限の一時金

### イベント関連事業者向け支援

☞詳細はこちらをクリック

2/22申請受付開始

※自粛により中止・延期になったイベントに関連する

内容の動画作成・配信が要件

対象地域で予定されていたイベント等を自粛※した場合、会場費等の**キャンセル費用、チケット払い戻し手数料**、イベントに関連する動画の制作・配信費用を支援(**上限2500万円**)(J-LODlive2補助金)

→**全国ツアーの一部である地方公演等**も対象

J-LODlive2補助金の運用改善(**支援回数の見直し、つなぎ融資の創設**)

## 4. 資金繰り支援<全国>

### 中小・小規模事業者向けの実質無利子融資の要件緩和、上限額引上げ

☞詳細はこちらをクリック

**直近2週間**でも売上減少を判断できるよう運用柔軟化(公庫等)

実質無利子等となる上限額を引き上げ

・公庫(国民) : 4千万円→**6千万円**

・公庫(中小)・商工中金 : 2億円→**3億円**

### 飲食・宿泊等の企業向け金融支援

☞詳細はこちらをクリック

政投銀・商工中金において、**民間協調融資原則の停止、劣後ローンの金利や優先株の配当水準の引下げ**、審査期間の原則1か月への短縮

外食産業支援債務保証の大企業の対象化、保証対象借入額の引上げ

## 5. 生活困窮者向け生活支援<全国>

### 緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付

☞詳細はこちらをクリック

特例貸付(※)の申請期間を本年**6月末まで延長**(※緊急小口資金、総合支援資金(初回)、総合支援資金(再貸付))

最大**200万円**(二人以上世帯)、最大**155万円**(単身世帯)

なお、令和3年4月以降新規申請の方は、最大**80万円**(二人以上世帯)、最大**65万円**(単身世帯)

### 住居確保給付金の再支給

☞詳細はこちらをクリック

住居確保給付金の支給が一旦終了した方に対して、3か月間**再支給**(申請期間を本年**6月末まで延長**)